

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年10月8日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000115 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000025 号

第1 結論

昭和 54 年＊月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年＊月から昭和 58 年 3 月まで

私が 20 歳となった昭和 54 年＊月から昭和 58 年 4 月 1 日に就職するまでの大学生であった期間について、国民年金の加入記録がない。

私自身が国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶はなく、父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付は、父が行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、学生であったとする請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住所地であるとする A 県内及び B 県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できなかったことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた場合、加入手続後に、請求者の記号番号が記載された年金手帳が交付されることとなるが、請求者は、当該年金手帳について交付された記憶はないとしている。

さらに、請求者は、自身の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に係る記憶はない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900682 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000088 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年10月31日から同年11月2日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成9年10月31日から同年11月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年10月31日から同年11月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月31日から同年11月25日

厚生年金保険の記録によると、A社に係る被保険者記録は1か月間となっているが、私が勤務した平成9年9月から同年11月までの同社に係る給与支給明細書（3枚）を見ると、そのうちの2か月について厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成9年10月31日から同年11月2日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与支給明細書、請求期間当時の同社の事業主及び役員二人の陳述又は回答等から判断すると、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成9年10月31日から同年11月2日までの期間の標準報酬月額については、日本年金機構B事務センターの回答及び前述の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成9年10月31日から同年11月2日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、前述の事業主は、当時の資料は保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行つたとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成9年11月2日から同年11月25日までの期間については、請求者から提出された同年9月分の給与支給明細書を見ると、「出勤日数8日、欠勤日数15日」が記載されており、請求者に係るA社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年9月11

日であるところ、前述の事業主及び役員二人並びに同僚の陳述又は回答から判断すると、請求期間当時の給与計算方法は、給与計算期間（21日から翌月20日まで）の間に入社又は退社した場合、給与計算の基礎となる日数（23日）から実際に出勤した日数を差し引いた日数を欠勤日数として、当該欠勤日数相当分を支給額から控除（欠勤控除）することで給与支給額を調整したものと考えられることから、請求者の同年11月分の給与支給明細書における「欠勤日数13.5日」の記載をもって、請求期間のうち、平成9年11月2日から同年11月25日までの期間に同社に在籍していたと認めることはできない。

このほか、請求者が平成9年11月2日から同年11月25日までの期間において、A社に勤務していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成9年11月2日から同年11月25日までの期間において、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900622 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000089 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 2 月

A社の賞与の支給については、毎年 12 月に支給された後、調整分が翌年 2 月に支給されることがあるところ、請求期間に係る賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金規程によると、請求者を含む営業部門の社員に係る冬期賞与については、7月から 10 月までを算定期間とする暫定賞与が 12 月 15 日に支払われ、その後、7月から 12 月までの期間を確定賞与として算定する旨が記載されているところ、同社の担当者は、確定賞与が支払われる場合は 2 月末日に支払われ、減額となった場合には、翌月以降の給与から賞与等の差引額を控除していたとしており、確定賞与が支払われない場合もある旨陳述している。

一方、A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、資料の保管期限が経過しているため不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、当該期間に係る賞与記録はなく、当該期間に係る賞与の支給の有無を確認することができない。

また、A社は、請求者に係る賞与の届出について、請求期間（平成 19 年 2 月）に係る賞与の届出は行わず、平成 18 年 12 月及び平成 19 年 2 月に係る賞与の合計額を平成 18 年 12 月に係る賞与として届け出たと考えられる旨回答している。

さらに、A社において、請求者と同職種であるとする複数の同僚から提出された平成 18 年 12 月及び平成 19 年 2 月の賞与明細書を見ると、当該各月に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録におけるこれらの同僚に係る平成 18 年 12 月 15 日を賞与支払年月日とする標準賞与額と一致している上、当該同僚に請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、標準賞与額の対象となる賞与を支給されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000121 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000090 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月

A社に勤務している期間のうち、請求期間について、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金規程によると、請求者を含む営業部門の社員に係る冬期賞与については、7月から10月までを算定期間とする暫定賞与が12月15日に支払われ、その後、7月から12月までの期間を確定賞与として算定する旨が記載されているところ、同社の担当者は、確定賞与が支払われる場合は2月末日に支払われ、減額となった場合には、翌月以降の給与から賞与等の差引額を控除していたとしており、確定賞与が支払われない場合もある旨陳述している。

一方、A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、資料の保管期限が経過しているため不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、当該期間に係る賞与記録はなく、当該期間に係る賞与の支給の有無を確認することができない。

また、A社は、請求者に係る賞与の届出について、請求期間（平成 20 年 12 月）に係る賞与の届出は行わず、平成 20 年 12 月及び平成 21 年 2 月に係る賞与の合計額を平成 21 年 2 月に係る賞与として届け出たと考えられる旨回答している。

さらに、A社において、請求者と同職種であるとする同僚から提出された平成 20 年 12 月及び平成 21 年 2 月の賞与明細書を見ると、当該各月に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における当該同僚に係る平成 21 年 2 月 26 日を賞与支払年月日とする標準賞与額と一致している上、当該同僚に請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、標準賞与額の対象となる賞与を支給されていたと認めることはできない。